

豊浦町短期入所療養介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 豊浦町が開設する豊浦町短期入所療養介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護老人等」という）に対し、適正な短期入所療養介護サービス又は介護予防短期入所療養介護サービス（以下「短期入所療養介護等」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護老人等の介護者に代わって、一時的にその者に対して、医学的管理下における介護、機能訓練等のサービスを提供するものとし、管理運営にあたっては、関係法令の精神及び基準に基づき、老人の健康増進と福祉の向上に資するよう努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊浦町短期入所療養介護事業所
- (2) 所在地 虻田郡豊浦町字東雲町16番地1（豊浦町総合保健福祉施設やまびこ2階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（医師兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
医師は、入所者等の診療を行う。
- (3) 看護師、准看護師 5名（常勤職員5名）
看護師、准看護師は、入所者等の看護・介護に当たる。
- (4) 介護職員 11名（常勤職員11名）
介護職員は、入所者等の介護に当たる。
- (5) 介護支援専門員 1名（常勤職員1名）
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、管理等を行う。
- (6) 支援相談員 1名（常勤職員1名）
支援相談員は、入所者等の相談業務等を行う。
- (7) 理学療法士又は作業療法士 1名（常勤職員1名）
理学療法士又は作業療法士は、入所者等の機能訓練等を行う。
- (8) 管理栄養士 1名（常勤職員1名）
管理栄養士は、入所者等の栄養管理等を行う。
- (9) 薬剤師 1名（常勤職員1名）
薬剤師は、入所者等の投薬等を行う。

(10) 調理員 3名（常勤職員2名、非常勤職員1名）

調理員は、入所者等の食事の調理等を行う。

(11) 清掃員 2名（常勤職員2名）

清掃員は、施設内の清掃を行う。

(12) 事務職員 4名（常勤職員4名）

必要な事務を行う。

上記の職員は、短期入所療養介護事業と介護予防短期療養介護事業を兼任する。

（利用者の定員）

第5条 短期入所の利用定員は、豊浦町介護老人保健施設の空床を充てることとする。

（サービス内容）

第6条 事業所は、利用者に対して必要な医療、身体の機能の維持回復のための訓練及びその他日常生活上必要な介護を行うほか、娯楽及びレクリエーション等の行事を行うものとする。

（利用料等）

第7条 老健施設の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該老健施設が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 老健施設は、前項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用は別表のとおり定める。

(1) 食費

(2) 居住費

(3) その他日常生活に要する費用

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の実施地域は、豊浦町の区域とする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、次の事項を守り、秩序ある快適な療養生活ができるよう努めなければならない。

(1) 職員の指導及び指示に従うこと。

(2) 相互の融和を図り、他人に迷惑をかけること。

(3) 相互に金銭の貸借をしないこと。

(4) 常に身の回りの整理整頓を行うとともに衛生に注意すること。

(5) 火気の取り扱いに配慮し、喫煙は所定の場所ですること。

(6) 食品衛生に十分注意し、常に手洗いを励行すること。

(7) 施設内の秩序、風紀に配慮し、備品等はていねいに扱うこと。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災管理の万全を期するものとする。

(身体的拘束その他の行動制限)

第11条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生活又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他方法により行動を制限しませんが、やむを得ず利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前（後見人又は家族に対しては、事前又は事後速やか）に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明します。

なお、利用者の行動を制限した場合は、介護サービス記録に必要事項を記載します。

(感染症対策体制の徹底)

第12条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように対策を講じます。

- 1 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護職員その他の従事者に周知徹底を図ります。
- 2 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- 3 施設で従事する職員に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- 4 上記に掲げるものの他、別に厚生労働省が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（平成17年2月22日通知）に沿った対応を行います。

(褥瘡防止対策)

第13条 施設は利用者に褥瘡が発生しないような適切な看護及び医学的管理下における介護を行うと共に、その発生を防止するための体制を整備します。

(施設における介護事故発生の予防等)

第14条 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を策定します。

- 2 施設は介護事故を予防するため、事故が発生した時又はそれに至る危険性のある事態が生じた時に、当該事実を管理者に報告し、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底します。
- 3 事故発生の防止のための医院か及び介護職員その他の従事者に対する研修を定期的実施します。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第15条 施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項の場合において、事故が発生した場合は、施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

(サービスに関する苦情)

第16条 利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人は、施設が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口に関合せ及び申し立てることができます。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者に文書で報告します。

- 2 施設は利用者、利用者の後見人、利用者の身元引受人から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、豊浦町長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する